

## 守秘義務対象開示資料提供申込書

平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所  
所長 北村 智顕 殿

法人名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ (印)

「淡路地区 海岸ゾーン Park-PFI 事業 公募設置等指針」に基づき、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、提供を申し込みます。

連 絡 先	氏 名		所属部署	
	送付先住所	〒 -		
	電子メールアドレス			
	電話番号			
	ファックス番号			

## 守秘義務の遵守に関する誓約書

平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所  
所長 北村 智顕 殿

法人名： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印

書類等送付先  
所在地： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_  
電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

当社は、「淡路地区 海岸ゾーン Park-PFI 事業」への応募を目的（以下「本目的」といいます。）として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）について、提供を申し込みます。

守秘義務対象資料の提供を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

## 記

### 第1条（利用の目的）

当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

### 第2条（秘密の保持）

当社は、国営明石海峡公園事務所から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

### 第3条（善管注意義務）

当社は、国営明石海峡公園事務所から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、国営明石海峡公園事務所又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、国営明石海峡公園事務所又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

### 第4条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより国営明石海峡公園事務所又は第三者に生じた損害を直接賠償することを約束します。